

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年八月一日奈良県指令建第九八一―三九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年一月十九日建第八八五四号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年一月十九日建第五二七五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字桜井六〇一番九の一部、六〇一番一の一部、六〇三番、六〇五番一、六〇五番二の一部、六〇六番の一部、六七七番の一部、六八二番、六八四番の一部及び六八五番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字東新堂三二五番地の一

西武建設株式会社 代表取締役 國澤英明

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字桜井六〇一番九、六〇一番一、六〇三番、六〇五番一、六〇五番二、六〇六番、六八四番及び六八五番の各一部

公園 桜井市大字桜井六七七番及び六八二番の各一部

下水道 桜井市大字桜井六〇一番九、六〇一番一、六〇三番、六〇五番一、六〇五番二、六〇六番、六八四番及び六八五番の各一部

水路 桜井市大字桜井六〇六番の一部

一 許可番号

平成二十八年十一月十六日奈良県指令建第九八一―三〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年一月十九日建第八八五五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年一月十九日建第五二七六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市上中三八八番二、三八九番一、三八九番二及び三九四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市上中二九三番地

松原俊作

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市上中三八八番二、三八九番一、三八九番二及び三九四番一の各一部

下水道 香芝市上中三八九番一の一部

一 許可番号

平成二十七年二月二十四日奈良県指令建第九四―一五〇号

平成二十八年六月二十二日奈良県指令建第九四―一五〇―一号

平成二十八年十二月二十日奈良県指令建第九四―一五〇―二号

平成二十九年一月二十日奈良県指令建第九四―一五〇―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年一月二十日建第八八五六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年一月二十日建第五二七七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市磯壁一丁目九一四番三、九一四番二九、九三三番一、九三三番四、九三三番

五、九三三番六、九三三番七、九三三番八、九三三番九、九三三番一〇、九三三番一

一、九三三番一二、九三三番一三、九三三番一四、九三三番一五、九三三番一六、九

三三番一七、九三三番一八、九三三番一九、九三三番二〇、九三三番二一、九三三番

二二、九三三番二三、九三三番二四、九三三番二五、九三三番二六、九三三番二七、

九三三番二八、九三三番二九、九三三番三〇、九三三番三一、九三三番三二、九三三

番三三、九三三番三四、九三三番三五、九三三番三六、九三三番三七、九三三番三八、

九三三番三九、九三三番四〇、九三三番四一、九三三番四二、九三三番四三、九三三

番四四、九三三番四五、九三三番四六、九三三番四七、九三三番四八、九三三番四九、

九三三番五〇及び九三三番五一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市磯壁一丁目九五〇番地

日ポリ化工株式会社 代表取締役 中塚伊三郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市磯壁一丁目九一四番三、九一四番一九、九三三番一、九三三番四及び九三三番五一

公園 香芝市磯壁一丁目九三三番五〇

下水道 香芝市磯壁一丁目九一四番三、九三三番一、九三三番四及び九三三番五一
の各一部

水路 香芝市磯壁一丁目九三三番一七